

II 活動報告

1. 活動概要

法務支援センターの活動は、法科大学院当時からの活動を引き継いで発展させたものに加えて、新規に開始したものもある。まず、その概要を記しておく。大別すれば、学習支援、無料法律相談、各種講演・セミナー等および学外機関等との連携事業である。

学習支援は、司法試験受験を目指す本学法科大学院修了者への支援および他大学法科大学院進学や司法試験予備試験を目指す本学学部学生等への支援である。前者は旧法科大学院としての当然の責務に属し、後者は法科大学院廃止後の本学司法試験対策として実施するものである。

各種講座・セミナー等は、多種多様である。自治体や学校との連携によるものもあるが、これ以外でも、各所の需要に応じるべく実施すると共に、提供できるものを研究・開発して、利用を呼び掛けている。

自治体や大学・高等学校といった学外機関等との連携事業は、大学の地域連携センターによる業務の一環として、同センターの管轄下で実施するものである。

無料法律相談は、法科大学院当時から実施していたものであるが、法務支援センターとしては当然に遂行すべき責務である。日進キャンパスでの実施に加えて名城公園キャンパスでも実施しており、両キャンパスで専任教員およびチューター弁護士による相談を定期的に実施している。

このように、法務支援センターは、目的達成のために様々な活動を行っている。以下、各々に関してより詳細に報告する。

2. 活動報告

(1) 学習支援

研修生向けの学習支援事業として、特別講座、司法試験直前対策講座及びチューター講座を開講している。研修生の要望を把握するために、各研修生ごとに個別面談を実施するほか、学生協議会も開催している。

学部学生向けの学習支援事業として、予備試験対策講座を開講し、また弁護士体験講座も実施している。

研修生向けの学習支援事業の第1は、春学期及び秋学期にそれぞれ開講する特別講座である。特別講座開講科目は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法、倒産法、経済法、及び刑事法に及ぶ。特別講座の内容は、判例、事例問題を取り上げたり答練を行うなど論文式試験の対策を主目的とするものが多いが、短答式問題を取り上げることもある。

研修生向けの学習支援事業の第2は、司法試験実施前の2月から4月にかけて開講する直前対策講座である。ここでは、複合的な論点を含む総合問題の検討や、最新の重要な判例

の分析・解説を行う論文式試験の対策を中心とする。

チューター講座ではチューター弁護士が、研修生の希望に沿う形で司法試験対策に直結した講座を開講している。研修生にとって、チューター弁護士は先輩に当たるので、研修生の相談に応じ、助言を与えていた。

法務支援センターでは、3名～4名の研修生ごとに担任教員を指定している。春学期及び秋学期に、担任教員は研修生と個別面談し、研修生の学習習熟度の把握、研修生の相談に応じている。また、春学期及び秋学期に、研修生協議会を開催する。協議会には、研修生、教員及び事務職員が出席し、法務支援センターの方針等を研修生に説明するほか、研修生からの要望を聴衆し対応策を協議している。

学部学生向けの学習支援事業として、予備試験対策講座を開講している。短答式試験の対策を主目的として、憲法、民法、刑法については春学期及び秋学期に、商法については春学期に、また刑事訴訟法、行政法、民事・刑事実務・法曹倫理については秋学期に開講した。学部学生のほか研修生も本講座に参加している。

そのほか、キャリア教育支援として、就職課を受け入れ窓口に学部学生向けに弁護士体験講座を実施している。夏休み期間中に弁護士事務所において職業体験を通して法律知識を深めることを目的とする。この講座の実施により、予備試験対策講座への受講学生数の増加効果も期待される。

(2) 地域支援・地域貢献

地域支援委員会は、法務支援センターの基本理念である法的な地域支援の一環として、地元自治体・企業・教育機関等への各種講演等の提供を中心として、地域貢献活動に取り組むための企画立案を行うものである。本委員会の平成29年度の活動の概要是以下の通りである。

まず、本委員会は、法務支援センター立上げ初年度に当たり、前年度までの設置準備委員会の成果を踏まえつつ、今後取り組むべき課題について改めて再検討しました。その結果、法的な地域支援・地域貢献活動の中心的事業として、各種提供講演を地元自治体・企業・教育機関等へ更に積極的にアピールしていく必要性を認めたが、その前提として、各種提供講演の内容的な再検討をするべきであると考えた。すなわち、まず法務支援センターとして提供可能な各種講演のビルトアップをし直し、より良い内容の講座・講演を提供していくための準備をきちんとすべきであるということである。

この方向性は、法務支援センター運営委員会において確認され、まず夏休み前の段階で、各運営委員の専門分野を踏まえた提供講演案の再検討・再提出を依頼した。そして再提出された各提供講演案について検討した結果、運営委員毎に個別の提供講演を実施するだけでなく、一定のテーマに分けて3～4名による提供講演のパッケージを作成し、提供できる講演内容を一層多様かつ興味の持てるものにすることが提案され、そのパッケージ化の作業に取り組んだ。冬休み明けにその作業がほぼ完了し（提供講演パッケージについては後掲資料参照）、年度内に、まず周辺自治体等を中心に、提供講演の案内活

動を開始することにしている。

他方で、本学地域連携センターが受付窓口の講演・講座がある。具体的には、津島市において開講されている市民大学講座 春（6月3日～24日、4回開講：内容については後掲資料参照）、名古屋市北生涯学習センター主催講座（愛知学院大学連携講座7月6日～8月3日、5回開講：内容については後掲資料参照）を実施した。いずれの講演・講座もアンケート結果をみると、高い評価を受けており、地域社会における法的知識に関わる講座・講演のニーズの高さを示すものと言える。

学生向けの講演・講座としては、昨年度から実施している中部大学での田中・浅賀両教授による「法律カフェ」（5月25日、10月24日の2回実施）も引き続き開講した。本学学内向けの講座として、岩井教授による「ひとり暮らし学生のためのフォローアップミーティング・失敗しないアルバイト選び」（4月13日）、田中教授による「学生のための安全管理講習会」（6月23日、3月13日の2回実施）なども実施している。

また、地元日進市の大学連携事業として、昨年度（法務研究科として実施）に続き、「おやこで ロースクール」（模擬裁判員体験）を平成29年8月5日に開催した（具体的な内容については後掲資料参照）。今回は、地元ケーブルテレビによる放送もなされ、昨年度と同様好評を博した。裁判員制度が実施されてから、9年近くが経過しようとしていますが、このような取組みは今後益々その意義が大きくなるものと考えられる。

さらに、日進市との連携関係が深まる中で、「おやこで ロースクール」のような法的思考訓練の場を同市職員に対しても実施したいとの要望を受け、平成30年2月6日には「法的思考養成研修」を実施しました（具体的には後掲資料参照）。

以上のように、法務支援センターの地域支援活動は、ますますその内容を充実させており、本学の地域連携・地域貢献の不可欠のものとなったと言えると思われる。今後益々の充実を期したいと考えています。

(3) 無料法律相談

1) 学内における無料法律相談

平成27年10月から日進キャンパス13号館7階に「愛学リーガル・クリニック法律相談所」を開設し、毎週水曜日に学生、職員、本学卒業生を対象とした無料法律相談を実施した。また、平成28年4月からは名城公園キャンパスにおいても隔週木曜日に学生等を対象とした無料法律相談を実施した。平成29年4月からは、教員の減少や複数相談体制の確保等の理由から、日進キャンパスにおける法律相談についても隔週水曜日に実施することとした。

相談員には、法務支援センターの研究者教員と実務家教員・非常勤講師（修了生のチューター弁護士）が2名体制で、専門的・実務的に対応したところである。相談分野は、貸金の返済問題、土地の相隣関係、不動産の賃貸借関係、交通事故被害の賠償関係、相続・遺言関係、アルバイトの賃金問題等、幅広い分野に及んでいる。

法律相談によって疑念や疑義が解明・解決されるケースも少なくなかったが、中

には複雑な法律問題を含んでいるため相談が数回に及んだものや、実際の対応が必要と思われるため弁護士を紹介したものもあった。

2) 法学部同窓会主催の無料法律相談

昭和 62 年から法学部同窓会事業として、愛知県下の各自治体を巡回する法律相談が実施されてきたが、学内における無料法律相談の定着に伴い、平成 29 年度以降は実施しないこととされた。

3) 愛商連・名商連の無料法律相談

平成 27 年 12 月に実施した法的ニーズ調査アンケートにより、愛知県商店街振興組合連合会、名古屋市商店街振興組合連合会の会員においては、法的問題に直面しているものの、アクセス障害等から必ずしも弁護士等の専門家に相談をしていないといった実態が浮き彫りとなった。

そこで、平成 29 年度以降は、両連合会と法務支援に関する覚書を締結し、会員向け無料法律相談事業を実施することとし、会員向け広報誌等で周知を図っている。これまでのところ実施実績はないが、更に利用を呼びかけて、覚書の趣旨に沿う貢献を目指す。

4) 日進市民の無料法律相談

平成 29 年 12 月から日進市との大学連携事業としての日進市民の無料法律相談を、学内関係者を対象とした無料法律相談と同様に、日進キャンパス「愛学リーガル・クリニック法律相談所」において実施した。日進市民からは、予想を相して多くの相談申し込みが続いている、学内相談者も含め複数の相談に対応した相談日が増えている状況となっている。